

プレイペンの検査マニュアル

制定平成5年3月31日

製品安全協会

(検査マニュアルの目的)

この検査マニュアルは、製品安全協会の定める「プレイペンの認定基準及び基準確認方法」に基づき協会がプレイペンに対するSGマークの認定を行う際の試験方法の解釈等を定めたものである。

1. 基準の目的

「プレイペン」とは「プレイヤード」又は「プレイサークル」とも言われ、乳幼児を中にいれ、その行動範囲を制限するための閉じた囲いである。

3. 安全性品質

1. (1) 認定基準

組立時、収納時等に保護者等の手が触れる部分についても適用する。

ただし、構造上やむを得ない部分で取扱説明書で具体的に取扱上の注意を述べている場合には、本項は、当該個所には適用しない。

1. (1) 基準確認方法

乳幼児の手足の届く範囲内の金属製、木製、合成樹脂製等の堅い素材で作られた角部、縁は面取り又は丸みを帯びさせるなり、柔軟な材料でおおうなりの加工が施されていないなければならない。

1. (2) 基準確認方法

ア 試験は、水平で平坦な床面に静置して行う。なお、一般消費者が組み立てるものにあっては、取扱説明書に従い完全に組み立てた後に行う。

イ キャスターを有する場合は、取扱説明書に従いストッパー機構を働かせた後に試験を行う。

ウ 「操作により確認する」とは、本体を左右、前後に揺らすなどして床板、枠等に著しいがたつき又ははずれなどが無いことを確認することをいう。

1. (3) 基準確認方法

「操作により確認する」とは、可動部毎に4、5回程度操作することにより操作が円滑かつ確実に行うことができるかを確認することをいう。

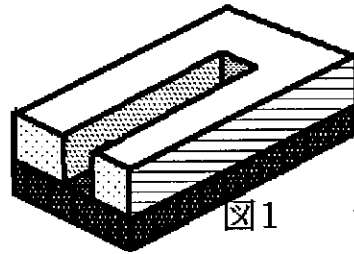
1. (5) 認定基準

「可動防止のための措置を講じている」とは、床板を有する構造の場合において、キャスターがストッパー機構を有していることをいう。

1. (6) 基準確認方法

ア プレイペンの外側も手足の届く範囲で有れば試験の対象範囲とする。

イ 図1のような少なくとも一端の開いた溝はすきまとはみなさない。



1. (7) 認定基準

ア 「床面からの高さ」とは、床板を有する構造のものにあつては、床板上面（パッド類が付属している場合は、敷いた状態）から測定した高さをいう。

（1. (8) の項にも準用する。）

イ 「足掛かり」とは、乳幼児が足をかけることができる構造物でアクセサリーを取り付けるための横さん、飾り板を取り付けるための横さん、アクセサリー又は飾り板そのもの等をいう。

1. (7) 基準確認方法

ア 測定は、床面（床板を有する構造のものにあつては床板上面（パッド類が付属している場合は、敷いた状態）から最も低い位置の柵上面までの高さを測定する。（1. (8) の項にも準用する。）

イ 測定は、当て板（たて14cm、横5cm、厚さ1cmの剛性のある材料でできているもの）を介して行う。

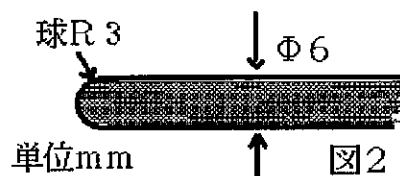
（1. (8) の項にも準用する。）

1. (10) 基準確認方法

直径85mmの円筒ゲージ又は同等以上の測定具によって測定する。

1. (11) 基準確認方法

測定具は下図2のとおりとする。



2. (1) 認定基準

ア 「保護のための部品及び保護具」とは、乳幼児を鋭利な部分、堅い角ばった部分及びすきま等の危険な部分から保護するため角部、縁、開閉部並びに結合部等をおおう部品をいう。

イ 前項の目的をもつと思われる部品が本項の基準に適合しない場合でも当該部品を取り去った後の状態が認定基準1. (1)の規定に適合する場合は、本項の対象部品と見なさない。

2. (1) 基準確認方法

「操作」は、最もはずれ易いと考えられる方向について行う。

2. (2) 基準確認方法

砂袋を落下させる位置は、最も弱いと考えられる任意の一個所とする。

2. (3) 基準確認方法

ア 力を加える枠は、最も弱いと考えられる枠について行う。弱いと考えられる枠が2個所以上ある場合は、それぞれの枠について行う。

(2. (4)、(5)、(6)の項にも準用する。)

イ 力は、当て板(たて14cm、横5cm、厚さ1cmで剛性のある材料でできているもの)を介して加える。

(2. (4)項にも準用する。)

ウ 力は、垂直下方に静かに加え、そのまま15秒間保持する。

エ 力を除去した後、1. (8)の項に適合しない場合は、不適合とする。

2. (4) 基準確認方法

力は、内向き、外向きのそれぞれについて静かに加え、そのまま約5秒間保持する。

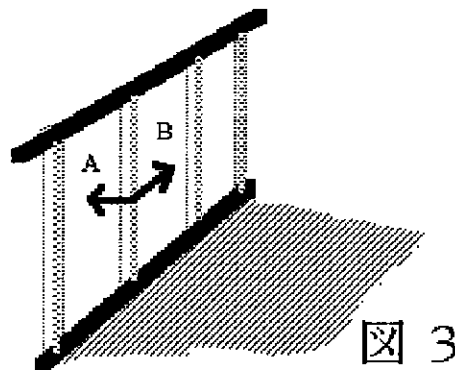
2. (5) 基準確認方法

力は、直径10cmの剛性のある材料で作られた表面及び端面が滑らかな円板を介して内向きまたは外向きに静かに約5秒間保持する。

2. (6) 基準確認方法

ア 力を加える組子は、ほぼ中央部にある任意の1本とする。

イ 力は、下図3に示す組子のほぼ中央部においてA及びBの2つの向きについてそれぞれ静かに加え、約5秒間保持する。



2. (7) 基準確認方法

力は、最も解放されやすい向きに静かに加える。

3. 基準確認方法

ア 試験は、すべり止め（高さ1cm～5cm程度の角材を床面上に固定する）を施して行う。

イ 力を加える方向は、最も倒れ易いと考えられる方向に加える。倒れ易いと考えられる方向が2方向以上あるときは、それぞれの方向について行う。

4. (2) 基準確認方法

公的検査機関又は製造メーカーの証明書（発行日から2年間以内のもの）により確認する。（4. (3) の項にも準用する。）

5. 基準確認方法

付属品の安全性に疑義が生じた場合は、委託検査機関（製品安全協会がプレイペンの試験を委託している検査機関。以下同様）に問い合わせること。

4. 表示及び取扱説明書

1. (1) 基準確認方法

「容易に消えない」とは手又は布でこすったとき消滅又は剥離しないことをいう。

1. (3) 基準確認方法

取扱上の注意事項は、日本の一般消費者が理解できるよう日本語の表記がなされていること。（2. (3) の項にも準用する。）

1. (3) (d) 認定基準

本項は、プレイペン内の乳幼児が長時間にわたり置き去りにされた結果、情緒的又は身体的な障害にさらされたり、プレイペン内で寝てしまうといった誤使用を避けるために規定したものである。

（2. (3) (d) の項にも準用する。）

2. (3) 認定基準

記載にあたっては、使用方法を誤ると乳幼児の生命・身体に危害が及ぶことを説明すること。特にプレイペン内の乳幼児に対して外にいる幼児がちょっかいをだして事故に及ぶことが有り得るので注意する必要がある旨を説明することが望ましい。